

## 平成 26 年度以降の提案種及び検討結果概要について

提案募集を開始した平成 26 年度以降、これまでに合計 49 種（うち絶滅危惧種 40 種）について延べ 60 件の提案があった。このうち現時点で国内希少野生動植物種に指定済みの種が 17 種、今年度指定予定の種が 1 種となっている。

個別の種に関する指定状況及び今後の指定検討方針は以下の通り。なお、今後も指定を検討する種については種名を公開した場合に捕獲・採取圧が高まって種の存続に支障を来すおそれがあるため、種名は非公開とする。

分類群	和名	環境省 RLカテ ゴリー	指定状況及び今後の指定検討方針
哺乳類	オキナワトゲネズミ	CR	H28.3 指定済
	アマミトゲネズミ	EN	H28.3 指定済
	トクノシマトゲネズミ	EN	H28.3 指定済
	ケナガネズミ	EN	H28.3 指定済
	A	CR	国の天然記念物及び鳥獣保護管理法の希少鳥獣として指定されている。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
鳥類	シマアオジ	CR	H30.1 指定済
	チュウヒ	EN	H30.1 指定済
	A	EN	国の天然記念物及び鳥獣保護管理法の希少鳥獣として指定されている。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	B	VU	鳥獣保護管理法の希少鳥獣として指定されている。現状では絶滅のおそれ比較的低いことから、保全対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	C	VU	
	D	VU	
E	VU		
爬虫類・両生類	アマクササンショウウオ	CR	H27.12 指定済
	ツクバハコネサンショウウオ	CR	H27.12 指定済
	ミヤコカナヘビ	CR	H28.3 指定済
	クロイワトカゲモドキ	VU	H27.5 指定済
	A	VU	現状では絶滅するおそれが比較的低く、国指定天然記念物に指定されている。流通規制の必要性を検討するとともに、保全対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。

爬虫類・両生類	B	VU	現状では絶滅するおそれ比較的、国指定天然記念物に指定されている。流通規制の必要性を検討するとともに、保全対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	C	VU	現状では絶滅するおそれ比較的、国指定天然記念物に指定されている。流通規制の必要性を検討するとともに、保全対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	D	VU	現状では絶滅するおそれが比較的低い。捕獲規制や流通規制の必要性を検討するとともに、保全対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	ニホンイシガメ	NT	絶滅するおそれが低いことから、現段階では、指定を行わない。
魚類	A	EN	小川や水路等の身近な自然に生息しており、各地で保全活動が行われていることから、捕獲規制による活動への影響と指定による保全効果を比較衡量し、継続して検討。
昆虫類	アカハネバツタ	CR	H28.3 指定済
	アサマジミ北海道亜種	CR	H28.3 指定済
	ウスイロヒョウモンモドキ	CR	H28.3 指定済
	ゴマジミ中部亜種	CR	H28.3 指定済
	ツシマウラボシシジミ	CR	H29.1 指定済
	ヒメチャマダラセセリ	CR	H30.1 指定済
	A	CR	生息地の一部で県条例により捕獲等が規制されていることから、全国的な捕獲規制や流通規制の必要性を検討するとともに、大量に現存する標本の譲渡の扱いや指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	B	EN	捕獲規制や流通規制の必要性を検討するとともに、大量に現存する標本の譲渡の扱いや指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	C	EN	捕獲規制や流通規制の必要性を検討するとともに、大量に現存する標本の譲渡の扱いや指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	D	EN	生息地の一部で県条例により捕獲等が規制されており、また生息地での保全活動も実施されていることから、流通規制の必要性を検討するとともに、全国的な捕獲規制による保全活動への影響と指定による保全効果を比較衡量し、継続して検討。なお、大量に現存する標本の譲渡の扱いについても考慮する必要がある。

昆虫類	E	EN	生息地の一部で県条例により捕獲等が規制されており、また生息地での保全活動も実施されていることから、流通規制の必要性を検討するとともに、全国的な捕獲規制による活動への影響と指定による保全効果を比較衡量し、継続して検討。なお、大量に現存する標本の譲渡の扱いについても考慮する必要がある。
	トワダオオカ	— (県 RL にのみ 掲載)	絶滅のおそれが低いことから、現段階では、指定を行なわない。
その他無脊椎動物(海・淡水・陸域)類の	オガサワラヌマエビ	CR+ EN	今年度(H30年度)指定を予定。
	アオサンゴ	—	絶滅のおそれが低いことから、現段階では、指定を行なわない。
	アカサンゴ	NT	絶滅のおそれが低いことから、現段階では、指定を行なわない。
	モモイロサンゴ	NT	
	シロサンゴ	NT	
維管束植物	シマキンレイカ	CR	H28.3 指定済
	A	EW	現在野生復帰のための取り組みが行われているため、捕獲規制による取り組みへの影響と指定による保全効果を比較衡量し、継続して検討。もしも野生個体群の再発見により早急な域内保全対策を要した場合には、積極的に指定を検討。
	B	CR	水田や畦、休耕田等に生育する。維持のために耕起や除草等の個体の損傷を伴う管理行為が必要であり、国内希少野生動植物種に馴染みにくい。特定第二種への指定も含め、指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	C	EN	国立公園指定植物に指定。水田雑草であり、維持のために耕起や除草等の個体の損傷等を伴う管理行為が必要であり、国内希少野生動植物種に馴染みにくい。特定第二種への指定も含め、指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	D	EN	自生地が国指定及び市町村指定の天然記念物に指定されており、指定による保全効果を考慮し、継続して検討。

維管束植物	E	EN	林床に生育する植物で、現在、個体数の減少が起こっているほか、残った個体も小型のものが多くなっている状況。シカによる採食を受けているものと推察されている。指定による保全効果を考慮し、継続して検討。
	F	EN	国立公園指定植物に指定されている。一部の個体群は、私有地の芝地に生育しており、慎重な検討が必要。
	G	VU	絶滅のおそれが比較的 low、各地で個体群や自生地が天然記念物に指定されている。保全対策の優先順位及び保全効果を考慮し、必要に応じて検討。
	H	—	ごく限られた場所に生育する種。現在、指定に向けた調査を実施中。
	タケシマシシウド	— (県 RL にのみ掲載)	絶滅のおそれが低いことから、現段階では、指定を行わない。

なお、RL カテゴリーごとの提案種数と指定状況は以下の通り。

RL カテゴリー	提案種数	うち指定済み 又は今年度指 定予定種数	提案種のうち 指定済み・指 定予定の種の 割合(%)
CR	15	12	80
CR+EN	1	1	100
EN	14	4	29
VU	10	1	10
その他	9	0	0
合計	49	18	37